



# 鳥取県公報

平成18年4月11日(火)  
第7777号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (270) (協働推進課) .....	1
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定 (271) (障害福祉課) .....	2
	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (272) ( " ) .....	2
	家畜伝染病の発生 (273) (畜産課) .....	2
	保安林の指定予定 (2件) (274・275) (森林保全課) .....	3
	土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (276) (管理課) .....	4
	港湾隣接地域内の公共空地の船舶等の撤去及び保管 (277) (空港港湾課) .....	4
	港湾区域内の船舶の撤去及び保管 (278) ( " ) .....	5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (21) .....	7
教委告示	定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課) .....	7
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) .....	7
調達公告	随意契約の相手方の決定 (出納室) .....	8
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) .....	9
正 誤	平成18年3月28日付鳥取県条例第22号中訂正.....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第270号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7036	雑誌	漫画 ダイナマイト 5月号	雑誌 05979 - 5	辰巳出版株式会社
7037	"	漫画 オリンピア 5月号	雑誌 07587 - 5	"

7038	"	ニャン <sup>2</sup> 倶楽部 5月号	雑誌 17017 - 05	株式会社コアマガジン
7039	"	スーパー写真塾 5月号	雑誌 15431 - 05	"
7040	"	ザ・ベストマガジンオリジナル 5月号	雑誌 04039 - 05	KKベストセラーズ
7041	"	アップル通信 4月号	雑誌 01559 - 04	三和出版株式会社
7042	"	オーロラ美少女 vol. 2	雑誌 66787 - 81	株式会社桃園書房
7043	"	Comic 人妻熟女ざかり 5月号	雑誌 13721 - 5	"
7044	"	コミック びーた 4月号	雑誌 13881 - 04	若生出版株式会社

**鳥取県告示第271号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	指定年月日
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1	身体障害者療護施設（通所事業）	平成18年4月1日

**鳥取県告示第272号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	知的障害者更生施設（通所事業）	平成18年4月1日

**鳥取県告示第273号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した

旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡三朝町大字福山581	平成18年3月28日

#### 鳥取県告示第274号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡北栄町西高尾字谷奥1789の1から1789の3まで、1790から1794まで
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第275号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡北栄町東園字稲場608の90、608の150、608の231、608の375
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第276号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 起業者の名称

国土交通大臣

#### 2 事業の種類

一般国道9号改築工事（東伯・中山道路）

#### 3 手続を開始をする土地

##### (1) 収用の手続を開始する土地

東伯郡琴浦町大字湯坂字長谷口滝、字長谷口東平、字中瀧ノ下、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字笹津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ケ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蝶螺ノ尻、字西谷、字西谷西平及び字六ツ塚地内並びに西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰及び字萱尾地内

##### (2) 使用の手続を開始する土地

なし

#### 4 手続を開始する土地を表示する図面の縦覧場所

琴浦町役場及び大山町役場

#### 鳥取県告示第277号

平成18年鳥取県告示第127号（港湾隣接地域内の公共空地の船舶等の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶及びタイヤ（以下「船舶等」という。）について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 保管した船舶等

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶等の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
船舶	材質 FRP（繊維強化プラスチック）	1隻	東伯郡琴浦町大字赤碕1513	平成18年3月22日（水）午	平成18年3月22日（水）午	倉吉市下田中町824

	船長 4.6メートル 総トン数 不明 色 白		- 10	前10時20分	前11時30分	
タイヤ (トーヨータイヤ)	規格 5.00 - 12 色 黒	1本	"	"	"	"
タイヤ (ブリヂストンタイヤ)	規格 5.00 - 10 色 黒	1本	"	"	"	"

## 2 引取り方法

## (1) 引取り期間及び時間

平成18年4月11日(火)から同年9月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。

## (2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

(電話0858 - 23 - 3216)

## (3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(船舶等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者(以下「所有者等」という。))であることを証明できる書類)

イ 印鑑

## 3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶等の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

## 4 保管した工作物等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課(倉吉市東巖城町2)において閲覧に供する。

## 鳥取県告示第278号

平成18年鳥取県告示第128号(港湾区域内の船舶の撤去について)により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保管した船舶

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
船舶	材質 FRP(繊維強化プラスチック)	1隻	鳥取市賀露町北四丁目33地先水面(鳥取港賀露1号)	平成18年3月22日(水)午前0時	平成18年3月22日(水)午前0時	鳥取市港町13-1(鳥取港7号北野積場)

	船長 不明 総トン数 不明 色 白		岸壁波除堤)			
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	"	"	"
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	"	"	鳥取市港町7 (鳥取港官公庁用地)
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	"	"	"

## 2 引取り方法

### (1) 引取り期間及び時間

平成18年4月11日(火)から同年9月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。

### (2) 問合せ先

鳥取市港町8

鳥取県鳥取港湾事務所

(電話0857-28-2432)

### (3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

## 3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

## 4 保管した工作物等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を鳥取県港湾事務所(鳥取市港町8)において閲覧に供する。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成18年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年4月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年4月12日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 平成18年度鳥取県明るい選挙推進事業計画について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第5号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年4月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年4月14日(金) 午後1時45分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成18年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年4月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（（2）のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成18年5月24日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成18年5月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 「平成18年度とっとり県政だより」印刷業務  
1回につき211,500部12回発行
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成18年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 日ノ丸印刷株式会社  
鳥取市寿町915
- 5 契約金額 36,775,620円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

---

## 雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成18年4月11日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成18年6月18日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成18年6月18日（日）	午前10時15分から

## 2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1 鳥取環境大学第17講義室及び第30講義室  
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室  
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター大教室  
米子市末広町74 米子コンベンションセンター第4会議室、第5会議室、第6会議室及び  
第7会議室

## 3 受験願書の受付期間

平成18年4月12日（水）から同月26日（水）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

## 4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

## 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 26 - 8389）に照会すること。

---

正 誤

---

平成18年3月28日公布の鳥取県条例第22号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 34

行 5

誤 （平成18年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）

頁 35

行 16及び下から11

誤 （平成18年法律第 号）

正 （平成18年法律第10号）